

地域子ども・子育て支援事業（13事業）について②

区分	類型	事業別
見直しを行わない事業	ア 量の見込みに対し、100%の提供体制が確保できる事業又は、提供体制が量の見込みを大きく上回る事業	(2)時間外保育事業 (5)乳児家庭全戸訪問事業 (7)地域子育て支援拠点事業 (8)一時預かり事業 (9)病児保育事業 (10)ファミリー・サポート・センター事業 (11)妊婦健康診査事業
	イ 量の見込みがあるかどうか不明確な事業	(4)子育て短期支援事業 (6)養育支援訪問事業
	ウ 計画値と実績値に大きな乖離がない事業	(1)利用者支援事業 (3)放課後児童健全育成事業
	エ その他の事業	(12)実費徴収に係る補足事業 (13)多様な主体の参入促進事業
見直しを行う事業	オ 量の見込みに対し、提供体制が大きく下回っており、利用者に影響がある事業	なし

【理由等】

ア…数値目標を完全に一致させることは難しいこと、及び提供体制が確実に確保でき、利用者に影響を与えることはないため。

イ…需要がないと実施しない事業であり、数値目標を見込むことが難しいため。

ウ…今後、ほぼ計画どおりに推移すると見込めるため。

エ…数値目標を設定していないため。